

国民健康保険の届け出を忘れずにしましょう

会社を退職した際に健康保険の資格を喪失していたり、職場の健康保険に加入し、市役所に届け出ていないという人はいませんか？

国民健康保険に加入するとき、又はやめるときは、資格の異動が必要になった日から14日以内に届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、加入資格を得た月まで遡って保険税を納めることになります。

また保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

りますので、忘れずに届け出をしてください。

届け出に必要なもの

・ 国保に加入するとき：印かん、健康保険資格喪失連絡票

・ 国保をやめるとき：印かん、国民健康保険証、職場の健康保険証

届出窓口／市民課 国保年金係又は各庁舎総合窓口課 市民係

問合せ先／市民課 国保年金係
☎ 62・5679

健康診査のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

被保険者全員に、4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

受診対象者／後期高齢者保険被保険者

※ 健康診査の目的から、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、その他の疾病のような生活習慣病の治療を受けている人は対象者となりません。

受診期間／4月下旬～平成28年3月31日(木)まで(年1回)

受診票の送付時期

・ 4月末現在で被保険者の人：4月下旬

・ 5月以後に被保険者となる人：被保険者となる月(75歳の誕生日など)の上旬

受診時の自己負担金／一人500円

受診方法／健康診査の実施医療機関で個別に予約の上、受診してください

問合せ先／福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎ 092・6511・3111

農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集めましょう

農地中間管理機構((公財)福岡県農業振興推進機構)とは、農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を目指す担い手(受け手)へ農地の集積・集約化を進めるために中間的受け皿となっている組織です。

今回、新たに「受け手」の募集を行い、11月に機構を通じた利用権設定を行う予定です。なお、「出し手」の募集は随時行っています。新たに農地を貸したい人、借りたい人は、問い合わせください。

募集期間／5月1日(金)～6月1日(月)

※ 市役所産業振興課 農政係に資料を準備しています。

問合せ先

・ 福岡県水田農業振興課…☎ 092 - 643 - 3474、福岡県農業振興推進機構…☎ 092 - 716 - 8355

・ 市役所産業振興課 農政係…☎ 57 - 3106

お詫びと訂正について

広報嘉麻「4月号」9ページに掲載の「庁舎問題に関する取り組み～庁舎の課題に関するQ&A～」下段、表中の内容に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。詳しい内容は、行政区回覧(4月15日全戸配布)しています。また、ホームページにも掲載しています。

9ページ表中

(誤) (D) 市負担金 12億3千万 ((B)+(C) × 30%) ⇒ (正) (D) 市負担金 12億3千万円 ((B)+(C) × 30%)

(誤) (E) 国の交付税措置額 28億7千万円 ((B)+(C) × 70%) ⇒ (正) (E) 国の交付税措置額 28億7千万円 ((B)+(C) × 70%)

【返済金額と財源のイメージ】 表中における単位の一部

(誤) 百円 ⇒ (正) 百万円

問合せ先／庁舎・交通体系対策室…☎ 62 - 5677